

## 質 問 回 答

2022 年 12 月 12 日

「キューバ国中小零細企業振興アドバイザー業務」

(公示日:2022 年 11 月 30 日/調達管理番号:22a00728)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P10 第 7 条 業務の内容 (2) 現地再委託調査の実施	「発注者から現地再委託先への送金とし、見積もりに含めることとする。」とございますが、本件の受注者が支払うという理解でよろしいでしょうか？ その場合、現地再委託調査にかかる経費は内見積とすることよろしいでしょうか？	ご理解の通りですが、以下「質問 2」と併せ、「企画競争説明書」同部の記載趣旨をこの場を以て再確認いたします。 現地再委託調査には、30,000,000 円を見込みますので、同額を JICA 定額計上とし、本見積内に含めてご提案下さい。 (本契約成立後)受注者が締結した再委託契約(業務)に係る「支払い」に際し、キューバの特殊事情から民間企業たる本件受注者がキューバへの海外送金に支障をきたす可能性があります。 「受注者の送金不能」が明らかになった場合には、当該時点で、本契約から再委託経費を控除する契約変更を経て、受注者の締結した再委託契約の債務額につき JICA から再委託先に直接支払うこととします。
2	同上	上記にかかり、現地再委託先への支払いは定額計上とすることは可能でしょうか？	同上
3	P8 【成果5に係る活動】の 5-1	研修計画・カリキュラムの設計とありますが、研修期間の用途はありますでしょうか？研修の規模により、現地再委託先へ支払う金額も変わってきます。	最終的にはキューバ関係者とも協議の上で決定することになりますが、プロポーザル策定にあたっては研修期間は 5 日間/回×3 回の実施を想定し、ご提案・積算下さい。

4	-	現地調査実施にあたり公用旅券の発給は可能でしょうか？キューバ滞在履歴のある者は米国のビザ免除プログラムが適用されなくなり、他業務への影響が大きく、公用旅券の発給を希望します。	公用旅券取得に向けて可能性を追求しておりますが、現時点では取得可能という回答を得ることができておりません。今次プロポーザル作成においては公用旅券の取得を前提としない形でご提案下さい。
---	---	---	---

以上